

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第5 生活介護</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 食事提供体制加算 42単位</p> <p>注 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が<u>16万円</u>未満である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第5 生活介護</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 食事提供体制加算 42単位</p> <p>注 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が<u>10万円</u>未満である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知</p>

事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位

注1～3 （略）

注4 ハについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第16 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ・ロ （略）

ハ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費 142単位

注1～3 （略）

注4 ハについては、指定障害福祉サービス基準附則第15条第1項に規定する経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、平成20年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。